

相談  
無料

# 働き方改革 進めてみませんか？



## 時間外労働について

・2023年4月  
中小企業においても月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%に引き上げられました

・2024年4月  
自動車運転の業務、建設事業等に時間外労働の上限規制が適用されます

同一労働同一賃金ってなに？

人手不足を解消したい

助成金を活用したい！

法改正に合わせた就業規則の見直し

ハラスメント防止対策がしたい！

育児・介護休業を取りやすくしたい

労務に関するお困りごとは「秋田働き方改革推進支援センター」  
にご相談ください！みなさまの会社をお手伝いします！

センターへの  
来所・電話・  
メールでの  
相談



専門家が  
企業に訪問

社会保険労務士が  
企業にお伺いして  
支援を行います。



その他の支援内容

セミナーの開催  
セミナーの講師派遣  
相談会の相談員派遣  
出張相談会の実施



貴社のニーズに合わせて対応いたします。まずは下記までご相談ください。

## 秋田働き方改革推進支援センター



0120-695-783

※一部IP電話等繋がらない場合は、Tel : 018-865-5335 (有料)  
【受付時間】 平日 9:00~17:00

住所 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階

MAIL support@hatarakikata.akita.jp

FAX 018-823-3883

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/akita.html>



## 相談方法

- ・ 専門家の個別訪問・オンラインによる相談  
土日や夜間を含め、ご希望をうかがいます
- ・ フリーダイヤルによる電話相談（0120-695-783）
- ・ 来所による相談 住所 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階  
平日 9:00～17:00（年末年始を除く）
- ・ メールによる相談 返信は上記時間帯となります



# 秋田働き方改革推進支援センター 相談申込書 FAX 018-823-3883

専門家の個別訪問による相談、来所での相談をご希望の場合には下記にご記入の上、FAXにて送信ください。申込用紙の確認後ご連絡いたします。

貴社名		住所	〒 -			
ご担当者	部署名：	労働者数	正規雇用者：	人	業種等	業種：
	氏名：		非正規雇用者：	人		資本金：
連絡先	TEL（ - - ）	MAIL				
	FAX（ - - ）					

■メールで、セミナーや法改正情報の案内を希望しますか？  はい  いいえ

■ご希望のご相談方法に☑をつけてください。  個別訪問  オンライン  センター来所  メール

■令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）において、秋田働き方改革推進支援センターの利用は初めてですか？

- 初めて  センターへ行って相談したことがある  電話やメールで相談をしたことがある  
 個別訪問やオンラインの支援を受けたことがある（ 回）  セミナーに参加したことがある  その他

■貴社に参与している社会保険労務士はいますか？  いる  いない

■今回相談したい内容についてお知らせください ※該当する項目に☑をつけてください。（複数選択可）

- 労働時間等の労務管理（休日・休暇）  同一労働同一賃金  生産性向上による賃金引上げ  助成金の活用  
 就業規則他諸規定、各種労使協定  労働条件管理全般  人手不足解消・人材募集・育成、教育訓練  
 賃金、賞与、退職金制度  職場環境、労働安全衛生  退職、定年再雇用、解雇等  テレワーク  
 労働紛争、セクハラ、パワハラ等  育児・介護両立支援  ストレス（メンタル）チェック  モチベーション  
 無期転換・正社員転換制度  その他（ ）

■すでに取り組んでいる内容についてもお知らせください ※該当する項目に☑をつけてください。（複数選択可）

（以前の申込時にご記入いただければ、回答は不要です）

- 長時間労働の削減関係  年次有給休暇など休暇の取得促進関係  
 労働時間制度関係（変形労働時間制、フレックスタイム制など）  非正規雇用労働者の待遇改善関係（同一労働同一賃金など）  
 業務改善関係（生産性向上など）  賃金引上げ関係  
 人手不足対策関係  助成金の活用関係  
 その他の働き方改革関係

よろしければ、お取り組みの内容についてご記入ください。

（ ）

■相談時に伝えたいことや、その他のご要望等がございましたらご記入ください。

センター使用欄	派遣専門家名	申込受付	担当者	月 日	申込書送信	担当者	月 日
R5様式	訪問予定日時 月 日 :	集計表入力	担当者	月 日	建設・情報サービス 総合窓口対応案件	該当・非該当	